

## 平成30年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成30年6月8日  
経 済 産 業 省

経済産業省では、平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会と連携して、①監視・取締り対応、②広報・相談対応を一体的に実施し、転嫁拒否行為の未然防止及び迅速な是正を行っている。

平成30年3月末までの主な取組状況は、以下のとおり。

### (1) 監視・取締り対応

#### ①消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査の実施

- ・平成29年度も引き続き、公正取引委員会と合同で、悉皆的な書面調査を実施。これらによって把握した情報等を元に、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「特措法」という）に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処している。
  - i) 取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対し、転嫁拒否行為を受けていないか情報収集するための書面調査
  - ii) 取引の買手側である大企業・大規模小売事業者等に対し、転嫁拒否行為を行っていないか把握するための書面調査（平成27年度まで実施）
- ・下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）の書面調査等を通じて転嫁拒否行為等に関する情報が得られた場合にも、情報収集と迅速な対応に努めている。

#### ②特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。平成30年3月末までの累計(公正取引委員会との合算)で、指導を3,977件、措置請求を10件、勧告を43件実施（平成29年10月から平成30年3月までで、指導を301件、措置請求を2件、勧告を3件実施）。なお、措置請求は中小企業庁、勧告は公正取引委員会が実施する。詳細は別紙参照。
  - ※これまでに措置請求を行った10件は、公正取引委員会により全て勧告が行われている。

- ・特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請法による徹底した取締りを行う。

### ③ 転嫁Gメンによるパトロールの実施

特措法の周知や転嫁拒否行為に関する情報提供・情報収集、相談対応、未然防止などを目的として、全国に配置した転嫁Gメンによるパトロール活動を実施中。

- ・事業者団体等を訪問。平成30年3月末までに、累計で6,330件実施。
- ・総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等を訪問。平成30年3月末までに、累計で14,242件実施。
- ・商工会、商工会議所を訪問。平成30年3月末までに、累計で3,084件実施。小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速かつ率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。
- ・信用金庫、信用組合を訪問。平成30年3月末までに、累計で780件実施。

## (2) 広報・相談対応

### ① 転嫁Gメンによるパトロールの実施【再掲】

### ② パンフレットや講習会等による広報

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引きやマニュアル、パンフレットを作成。中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（累計約182万部）。
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等を開催。平成30年3月末までに、累計で約2万3千回実施、約54万人が参加。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」において、消費税の適切な転嫁への理解を深めることなどを目的とした講演を実施。平成30年3月末までに、累計で20回実施。
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を盛り込む等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインの説明会や、特定事業者の契約業務を担当・管理す

る者等を対象とした「消費税転嫁への対応講習会」等を開催。平成29年度は、合計220回実施。

### ③相談窓口の設置

- ・ 中小企業4団体において、全国2,324箇所に相談窓口を設置。平成30年3月末までに、累計で約192万件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業の取引上の悩み相談を受け付けている「下請かけこみ寺」に、消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口を設置。平成30年3月末までに、累計で218件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>  
電話番号 03-3501-1502

### ④消費税の転嫁状況のモニタリング調査の実施

- ・ 消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を実施。平成30年2月の調査結果について、平成30年3月29日（木）に公表済み。

【結果概要】（実施期間：平成30年2月1日～2月16日、回答数8,741者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では88.1%、消費者向け取引では76.6%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、平成29年12月の同調査と比較して、それぞれ▲0.2pt、▲0.9ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では2.0%、消費者向け取引では3.9%で、平成29年12月の同調査と比較して、それぞれ▲0.1pt、+0.1ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く55.5%。「転嫁特措法等による取締り強化」が30.2%、「本体価格と消費税額を分ける」が22.8%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く69.9%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が24.2%。